

第8期  
札幌市廃棄物減量等推進審議会

第2回 本会議 資料

平成28年2月8日

札幌市環境局

## 目 次

1 関連計画 .....	1
1-1 国の計画 .....	1
1-2 札幌市の計画 .....	4
2 現計画の進捗状況 .....	8
2-1 実施した主な施策と市民の行動 .....	8
2-2 ごみ量管理目標と達成状況 .....	15
2-3 現計画策定後のごみ量の推移等 .....	21

# 1 関連計画

## 1-1 国の計画

一般廃棄物処理基本計画は、国の関連計画を踏まえたものとする必要がある。国の計画として、循環型社会の基本的方向を定めた「循環型社会形成推進基本計画」がある。

### (1) 循環型社会形成推進基本計画

平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められている。

同計画から、一般廃棄物処理基本計画の策定に関連する事項を整理する。

#### 1) 目指す循環型社会の姿

同計画では、2030 年（平成 42 年）頃における目指すべき循環型社会の姿について、次のように示されている。

## 目指す循環型社会の姿／2030年（平成42年）頃

### ①自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会

自然界から取り出された資源により生産されたものが、リユース・リサイクルなどによって社会にストックされることで、自然界に排出される廃棄物が、自然環境の許容できる範囲内に抑えられた、持続可能な活動が行われる社会。

### ②3R<sup>※1</sup>型ライフスタイルと地域循環圏の構築

リデュース・リユース・リサイクルなどの循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルに転換し、また、地域で循環可能な資源がなるべく地域で循環され、地域で循環が困難なものは循環の環が広域化されている社会。

### ③資源効率性の高い社会経済システムの構築

化石燃料など枯渇性資源の使用量を最少化するとともに、循環資源のリサイクル率を更に向上させ、排出者責任<sup>※2</sup>や拡大生産者責任<sup>※3</sup>に基づく取組が一般化する社会。

### ④安全・安心の実現

安全・安心に関わる基準が設定・順守され、適正なリサイクルが行われるなど、有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制がしっかりと整備された社会。

### ⑤国際的取組

循環産業の海外展開、適正な循環資源の輸出入管理などを通じて、我が国が世界の環境負荷低減に貢献する社会。

資料：第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）をもとに作成

## 2) 国内における取組

国内における取組については、今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環資源の流れを構築することが、より重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した取組に加えて、有用金属のリサイクルなど循環資源等の高度利用・資源確保や、安全・安心の確保等の循環の質にも着目し、取組を進めるとしている。

## 基本的方向／「質」にも着目した循環型社会の形成

- ① 2 R<sup>※4</sup>の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 使用済製品からの有用金属の回収
- ③ 水平リサイクル<sup>※5</sup>等の高度なリサイクルの推進
- ④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築
- ⑤ 災害時の廃棄物処理システムの強化

資料：第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）をもとに作成

- ※ 1 **【3 R】** …①リデュース（発生・排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の3つのRの総称。①～③の優先順位で取り組むことが求められている。
- ※ 2 **【排出者責任】** …廃棄物を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方
- ※ 3 **【拡大生産者責任】** …自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責任を負うという考え方
- ※ 4 **【2 R】** …3 Rのうち、リサイクルに比べて取組が遅れているリデュース、リユースを「2 R」としてまとめて呼称しているもの。

### リデュース（＝廃棄物等の発生・排出を抑制すること）

⇒いったん発生した廃棄物は、資源として利用される場合でも少なからず環境負荷を生じるため、廃棄物そのものを発生させないことが、環境負荷の低減にもっとも効果的となる。

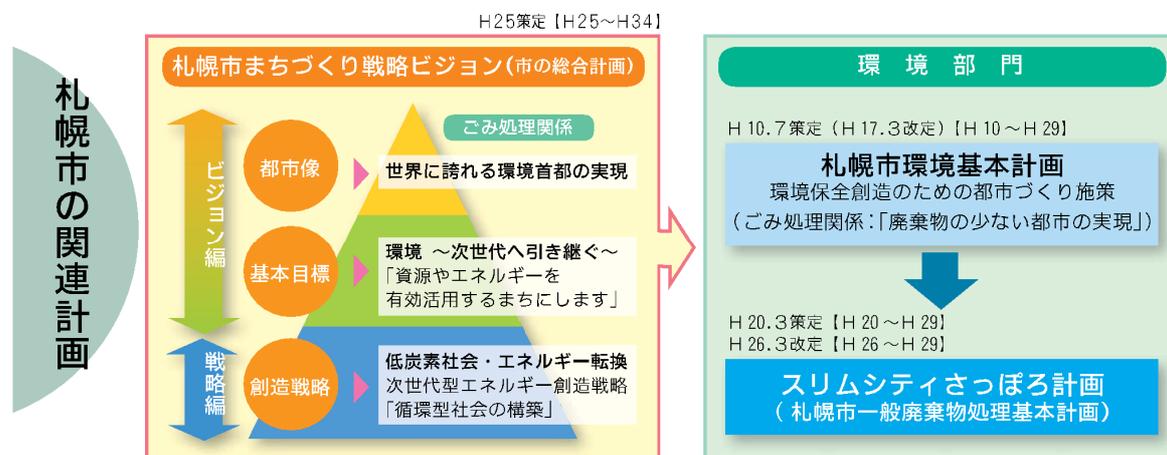
### リユース（＝使用された製品、部品、容器等を再び使用すること）

⇒形状を維持したまま利用することから、リサイクルに比べ、資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物の量も少ない。

- ※ 5 **【水平リサイクル】** …使用済み製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル。リサイクルに伴うエネルギー使用量と残渣を抑制できれば、同一製品を作るために繰り返し使用できることから持続可能性が高い。

## 1-2 札幌市の計画

一般廃棄物処理計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や、「札幌市環境基本計画」と整合を図る必要がある。両計画における廃棄物部門の位置付けを以下に示す。



### (1) まちづくり戦略ビジョン

札幌市まちづくり戦略ビジョンは、札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」である。

計画期間は**平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間**であり、目指すべきまちの姿を描いた<ビジョン編>と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した<戦略編>で構成される。

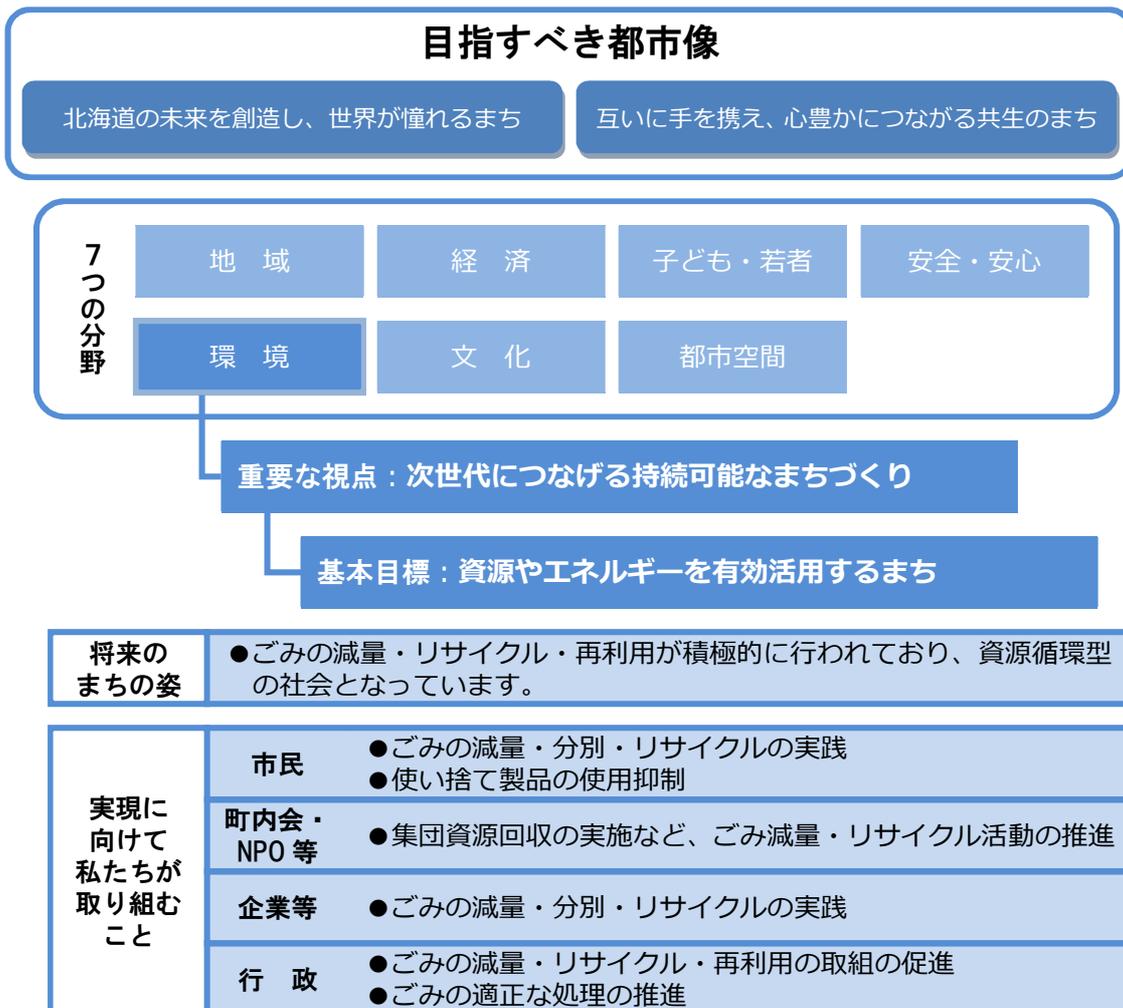
## 1) ビジョン編

ビジョン編では「目指すべき都市像」を「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」と「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」と定め、これを実現するための「基本目標」を、7つの分野に分けて設定している。

また、今後のまちづくりの方向性を具体的にイメージできるようにするため、基本目標ごとに「将来のまちの姿」を示すとともに、その実現に向けて同じ方向で取り組んでいけるよう、「実現に向けて私たちが取り組むこと」を明記している。

廃棄物関連は、「環境」の分野において「資源やエネルギーを有効活用するまち」を基本目標に定めている。

### ◆まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>



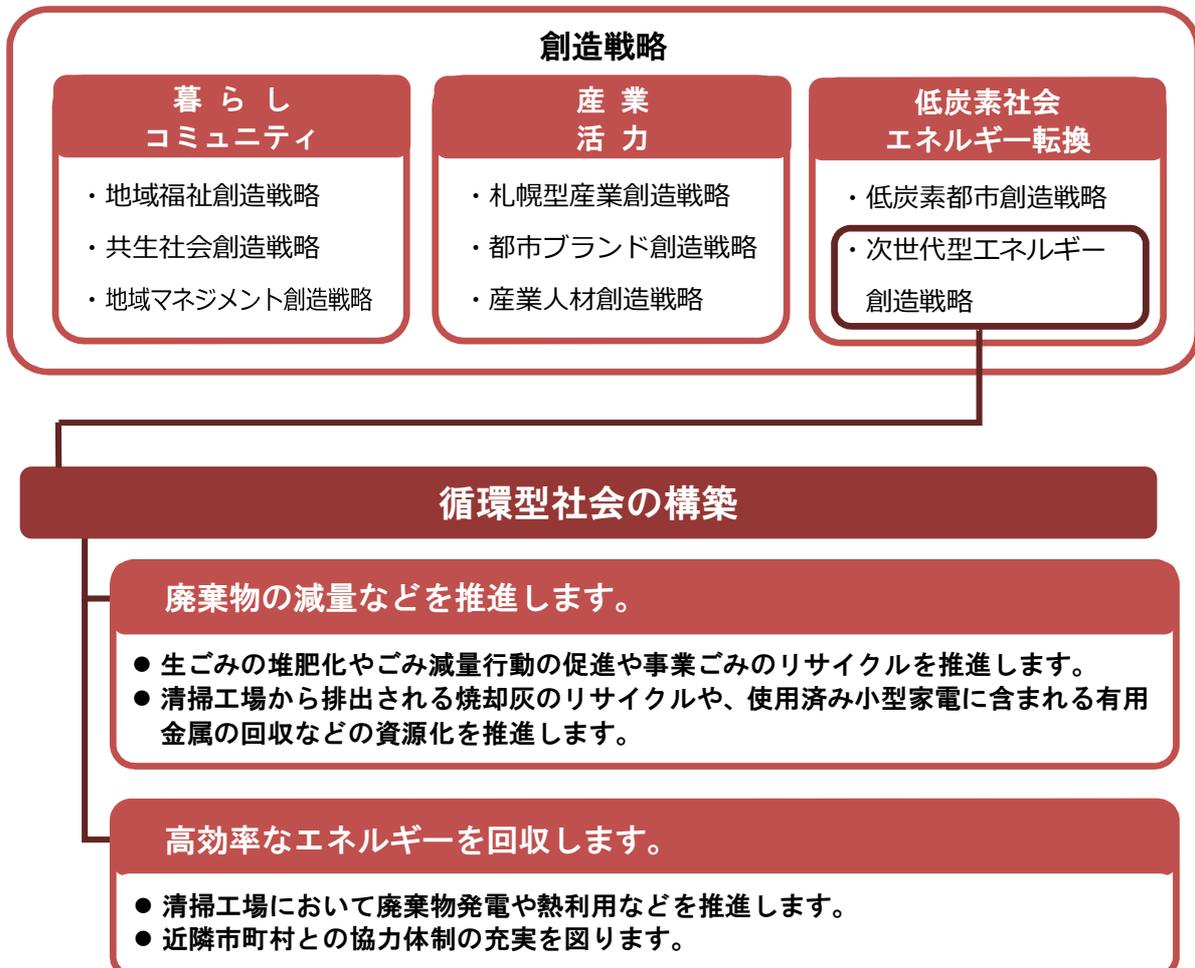
## 2) 戦略編

戦略編では、札幌の強みや時代の潮流を生かしながら、様々な課題への対応と、まちの魅力を高めていくためのまちづくりの指針として、「選択と集中」の考えを取り入れた「創造戦略」を示している。

この「創造戦略」は、「暮らし・コミュニティ」、「産業・活力」、「低炭素社会・エネルギー転換」の3つのテーマごとに、時代の変化に的確に対応しながら目指すべき都市像を実現するための戦略を設定している。

廃棄物関連は、「次世代型エネルギー創造戦略」において、「循環型社会の構築」を目指し、廃棄物の減量の推進等が掲げられている。

### ◆まちづくり戦略ビジョン<戦略編>



## (2) 環境基本計画

札幌市環境基本計画は、札幌市環境基本条例に基づき、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成10年7月に策定した（**計画期間：平成10～29年度**）。

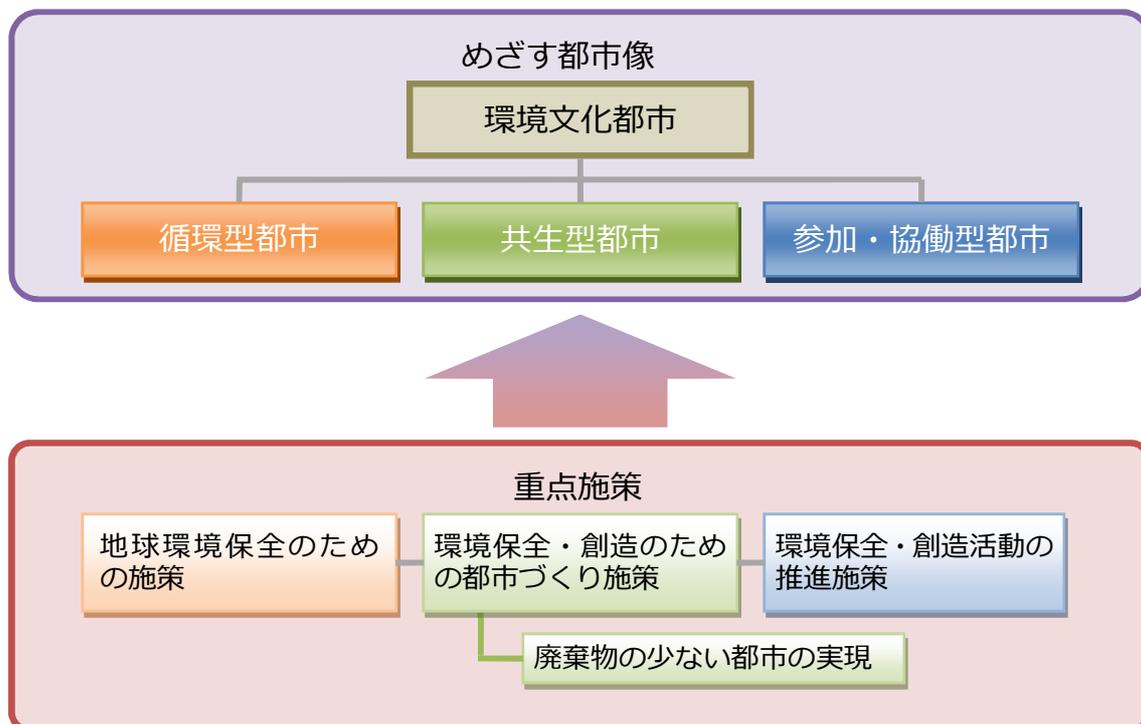
平成17年3月には、地球温暖化の進行など拡大・深刻化する環境問題に対する新たな施策展開とともに、市民・企業・行政の協働による計画推進の強化が必要になり、札幌市環境審議会の答申と市民からの意見を踏まえて、本計画を改定した。

本計画では、めざす都市像を「環境文化都市」として掲げ、それを実現するために「循環型都市」、「共生型都市」、「参加・協働型都市」づくりを進めていくこととしている。

これらの都市を実現するための施策については、下図のように大きく3つに分類され、廃棄物関連では「環境保全・創造のための都市づくり施策」のなかで「廃棄物の少ない都市の実現」を進めることとしている。

なお、計画期間が平成29年度までとなっているため、平成29年度中に新たな計画を策定する予定である。

### ◆環境基本計画



## 2 現計画の進捗状況

### 2-1 実施した主な施策と市民の行動

現計画策定から約2年が経過し、この間に実施した主な施策について、前計画から継続的に実施しているものも含め以下に整理するとともに、取組による現在の市民意識や行動について、平成27年10月に実施したアンケート調査結果を併せて示す。

#### 重点施策1 発生排出抑制のしくみづくり

##### 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

- 「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結したスーパーなどでレジ袋の有料化を開始

・ 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を使用しない人の割合は**約9割**

- リユースの促進に向け、古着の無料回収を開始（地区リサイクルセンターやクリーニング店など）

・ 古着の処分先は、「燃やせるごみ」に出している人が**約8割**

##### 1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組

- 生ごみ減量キャンペーンを実施し、動画放映やポスターの掲出、料理教室、イベントの開催などにより、食品ロス削減と生ごみの水切りについての普及啓発を実施

・ 食材を買いすぎたり、料理を作りすぎたりしないようになっている人は**6割弱**  
・ 水切りや乾燥による減量をしている人は**4割強**

##### 1-3 国や製造・販売業界への働きかけ

- 拡大生産者責任（EPR）の徹底や生産者等による回収ルートの整備を国に要望

## 重点施策2 市民による自主的な資源化の促進

### 2-1 資源回収の促進に向けた取組

- 町内会等への呼びかけなどの取組による集団資源回収未実施地区の解消
- 町内会や回収業者に布類、金属等の回収を呼びかけ
- 回収量が増加した実施団体に対して加算金を上乗せして交付

・集団資源回収を利用している人は**約6割**

- 回収拠点の利便性向上のため、地区センター等への古紙回収ボックスの設置やスーパーと共同でダンボールの回収ボックスを設置
- 様々な資源物（新聞、雑誌など20品目）を無料で持ち込める「地区リサイクルセンター」を市内4か所に設置

・地区リサイクルセンターを利用している人は、「**新聞・雑誌・段ボール・紙パック**」、「**小型家電**」、「**古着**」を出す割合が高い

- 有用金属等の再資源化を促進するため、小型家電の無料回収を開始

・小型家電の処分先は、「燃やせないごみ」に出している人が**約4割**

### 2-2 生ごみ減量の促進に向けた取組

- コンポスターや電動生ごみ処理機の購入助成を実施
- 生ごみ堆肥化セミナーや堆肥を使った家庭菜園の講座の開催（堆肥化器材の配布）
- 各家庭で作った堆肥を地域の花壇等で活用する「生ごみ堆肥化地域循環事業」を実施
- 市民から回収した生ごみ堆肥を農家に提供し、収穫された野菜を市民に還元する事業を実施

・生ごみの堆肥化に興味を示している人は**7割以上**

・ただし、興味はあるが、手間や時間がかかる、使い道がないなどの理由で取り組んでいない人は**6割弱**

- 一部の大規模集合住宅等を対象に、生ごみを分別収集し、定山溪にある民間の生ごみ処理施設で堆肥化する「生ごみ資源化システム実証実験」を実施

## 重点施策3 事業者による自主的な資源化の促進

### 3-1 自主的な資源化の促進

- 札幌薄野ビルディング協会との協働による「すすきのごみ減量・資源化推進プロジェクト」として、ビル単位での生ごみの資源化（飼料化）を推進（10か所で実施）
- 「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」を全ての大規模事業所に配布
- ごみの排出量が少なくリサイクルが進みづらい小規模事業所への対策として、商店街等地域団体単位で古紙等のリサイクルを行う事業を市内10区24商店街で実施（同事業の活動状況等を紹介するニュースレター「ショリクマ通信」を発行）
- 商店街などを対象に、事業系資源ごみ回収ボックス設置費補助事業を実施

### 3-2 適正排出指導の徹底

- 「ごみ減量計画書」の提出義務がある約4,600か所の事業所に対して、提出された計画書の内容に基づき、事業ごみ指導員の立入指導等を実施し、制度周知や分別・リサイクルの普及啓発を実施
- 小規模事業者に対し、事業ごみ指導員による立入指導やごみパト隊との連携による適正排出の普及啓発を実施

## 重点施策4 資源循環型ごみ処理体制の確立

### 4-1 資源循環処理体制の確立

- ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電を行い、発電した電気は工場で使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却
- 埋立処分量の減量、資源の有効利用を図るため、清掃工場の焼却灰をセメント原料として資源化する焼却灰リサイクルを拡大

### 4-2 新たな資源化手法の調査研究

- 民間企業や大学と連携してバイオコークスの試験製造を実施
- 新潟市と廃棄物系バイオマスの有効活用の推進に向けた連携協定を締結

## 重点施策5 環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

### 5-1 清掃工場等の整備

- 篠路清掃工場の廃止
- 駒岡清掃工場の更新に向け、基本構想策定、環境影響評価手続き等を開始

### 5-2 埋立地の容量確保

- 埋立地の容量を確保するため、新たな埋立区画を造成

### 5-3 収集・処理における環境負荷の低減

- ごみ収集車、美化パトロール車等について、平成27年度燃費基準達成のクリーンディーゼル車を導入
- 清掃工場の排ガス・焼却灰・排出水中のダイオキシン測定を実施し、結果をホームページ等で公表

### 5-4 不法投棄対策の強化

- 職員及び委託による巡回パトロール
- 事業者との協力を得て、不法投棄を監視する協定を締結
- 市民との協働による不法投棄防止活動である「不法投棄ボランティア監視員制度」により、不法投棄多発地帯を中心とした監視を強化

## 推進施策1 市民サービスの改善

### 1-1 ごみステーション問題の改善

- 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの管理支援
- ごみ飛散防止ネットやカラスよけサークルなどのごみステーション管理器材と箱型ごみステーションの設置助成を実施

・使用しているごみステーションに問題を感じていない人は約6割

- クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共同事業として、ごみ減量・リサイクルの推進を目的とした出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を実施
- 共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会を設立し、共同住宅におけるごみステーション管理制度を整備
- 「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、ごみステーションを敷地内に設置しなければならない共同住宅の対象を拡大
- ごみステーションに関する問題を改善するため、1か所当たりの利用者数を減らす「ごみステーションの小規模化」を推進

・現在のごみステーション数については、現状のままでよいが約9割

### 1-2 ごみ収集に関するサービスの充実

- ごみ出しが困難な方に対する支援として、さわやか収集を実施（要件緩和）

・ごみ出しが困難な方に対して有効な支援策は、「ごみ出しボランティアと連携」、「さわやか収集の要件緩和」が約5割、「希望者の費用負担による戸別収集」が約3割

## 推進施策2 普及啓発と環境教育の充実

### 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

- スマートフォンやタブレット端末で利用できる無料アプリ「札幌市ごみ分別アプリ」を配信
- 「ごみ分けガイド」の内容をリニューアルした上で、全戸配布を実施
- 環境問題や清掃行政に関心を持つきっかけとしてもらうため、スケルトン型ごみ収集車を製作し、各地域のイベント等に参加（GO！ミエール号）
- 転入者対策として、3月末から4月初めに行う各区役所で転入者向けの普及啓発や、戸籍住民課のモニターで啓発動画を放映
- ごみ減量啓発用DVD「始めよう！ごみ減らしとリサイクル！」や、指定ごみ袋の外袋を活用した普及啓発
- リサイクルプラザ宮の沢、リユースプラザでのイベント、教室、講座などを通じ、ごみ減量・リサイクルの取組に関する普及啓発

・ごみの「分け方」「出し方」「減らし方」に関する情報については、**約7割**の人がごみ分けガイドから得ている

### 2-2 適正排出のさらなる定着のための取組

- 紙類、容器包装プラスチックの適正排出について周知・促進するため、「ごみ減量キャンペーン」を実施

・雑がみは**約8割**の人が「雑がみ」の日に出している  
・汚れていない、軽くすすげば汚れが取れる「プラスチック製容器包装」は、**約9割**の人が「容器包装プラスチック」の日に出している

### 2-3 ごみについて関心を高める環境教育の充実

- 小中学校を対象とした環境関連施設等の見学用バスの無料貸出事業を実施
- 「小学生向け出前講座：ごみの分け方・出し方」を実施
- 「さっぽろ学校給食フードリサイクル事業」の参加校を拡大し、地理的に困難な2校を除く市内の全小中学校（298校）で実施

## 推進施策3 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

### 3-1 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

- 家庭ごみの処理手数料の徴収方法は、4種の指定ごみ袋を用いた排出量単純比例方式を採用

- ・家庭ごみ処理手数料制度が公平なルールだと思う人は**約9割**
- ・指定ごみ袋のサイズは、現行の4種で良いという人は**6割以上**

- 市民が様々な場所や時間帯で指定ごみ袋を購入できるよう、十分な取扱店を確保(2,184店)

- ・取扱店について不便を感じていない人は**約9割**

- 子育て支援や介護支援の観点から、「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者と2歳未満の乳幼児がいる世帯に対し、一定枚数の指定ごみ袋を無償配布

## 推進施策4 清掃事業の効率化と安定的な体制の構築

### 4-1 収集・処理業務の効率化

- 「新ごみルール」の導入等に合わせ、ごみ処理業務の民間委託を拡大
- ごみ収集車の整備業務を民間委託し、職員数を削減
- 篠路清掃工場の廃止に伴い、職員数を削減

### 4-2 事業ごみの処理費用負担の適正化

- ごみ処理にかかる経費などを踏まえ、事業ごみ処理手数料を改定（H25.1.1～）

### 4-3 大規模災害に備えた取組

- 被災時のがれき等処理体制について検討するため、「札幌市で大規模な震災が発生した場合に備える震災廃棄物等処理シミュレーション業務」を実施
- 札幌市と周辺自治体で「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」、公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結

## 2-2 ごみ量管理目標と達成状況

現計画では、「廃棄ごみ量（全体）」・「家庭から出る廃棄ごみ量」・「家庭から出る生ごみ量」・「リサイクル率」・「焼却ごみ量」・「埋立処分量」の6つのごみ量管理目標を設定している。

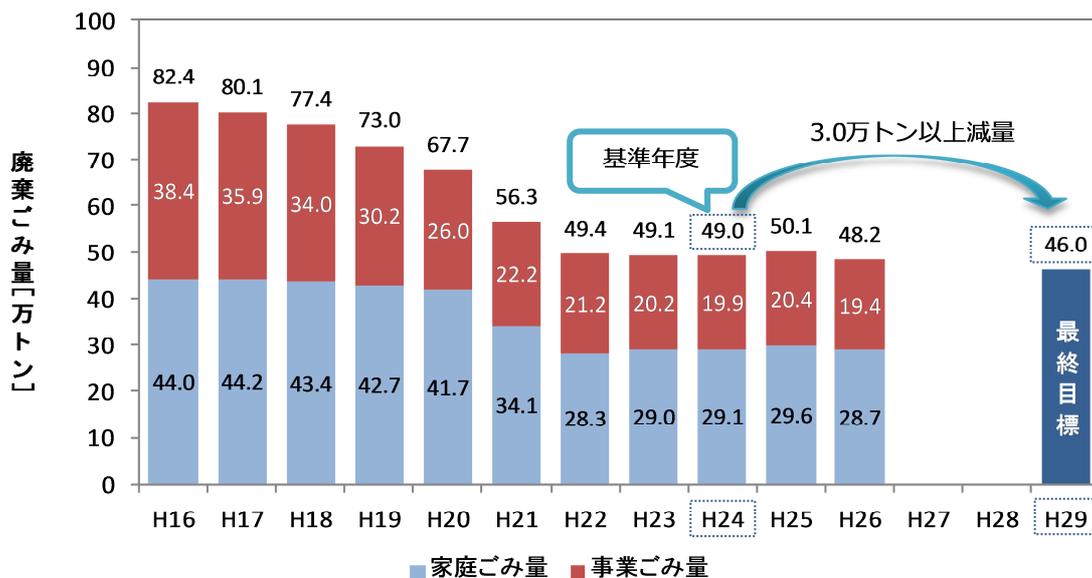
次項以降は、各ごみ量管理目標について、目標、実績、達成状況等をまとめたものである。

### (1) 廃棄ごみ量（全体）

#### 1) 目標

廃棄ごみ全体	平成 24 年度実績に比べ、 平成 29 年度までに <b>3.0 万トン以上減量</b>
--------	--

#### 2) 実績



#### 3) 達成状況

平成 26 年度の廃棄ごみ量（全体）は、過去最少となった。

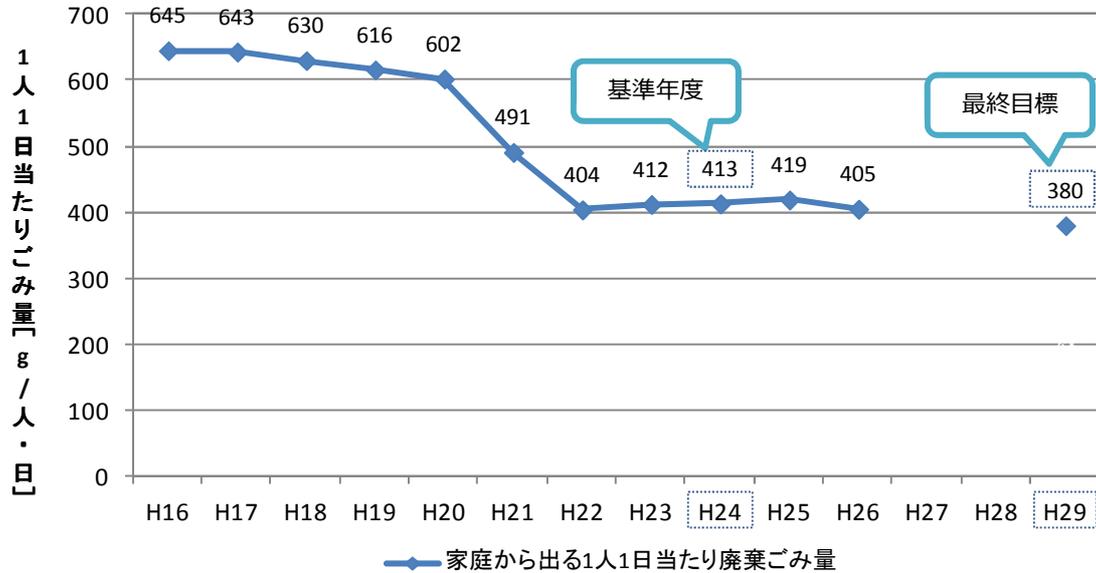
## (2) 家庭から出る廃棄ごみ量

### 1) 目標

家庭から出る廃棄ごみ量  
(1人1日当たり)

平成 24 年度の 413g に対し、  
平成 29 年度までに **380g 以下**

### 2) 実績



### 3) 達成状況

家庭から出される1人1日当たり廃棄ごみ量は、新ごみルール実施後、大幅に減少し、近年は微増傾向だったが、平成 26 年度は 405 g となり、新ごみルール導入直後の値まで減少した。

### (3) 家庭から出る生ごみ量

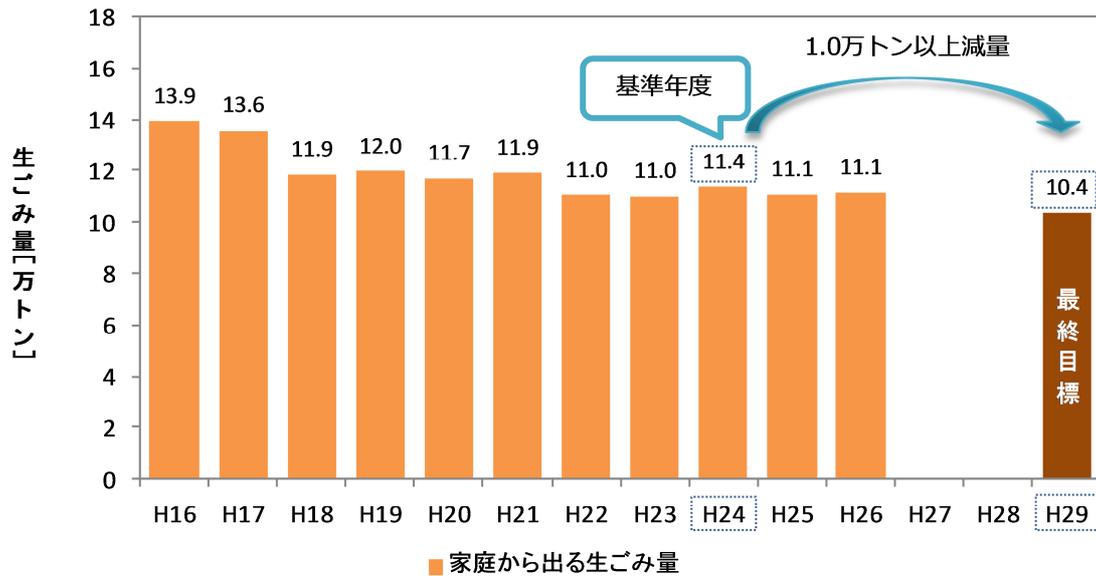
#### 1) 目標

家庭から出る生ごみ量

平成 24 年度実績に比べ、

平成 29 年度までに **1.0 万トン以上減量**

#### 2) 実績



#### 3) 達成状況

平成 26 年度の家庭から出る生ごみ量は 111,380 トンとなり、平成 24 年度の 113,577 トンに比べ 2,197 トンの減少となった。

## (4) リサイクル率

### 1) 目標

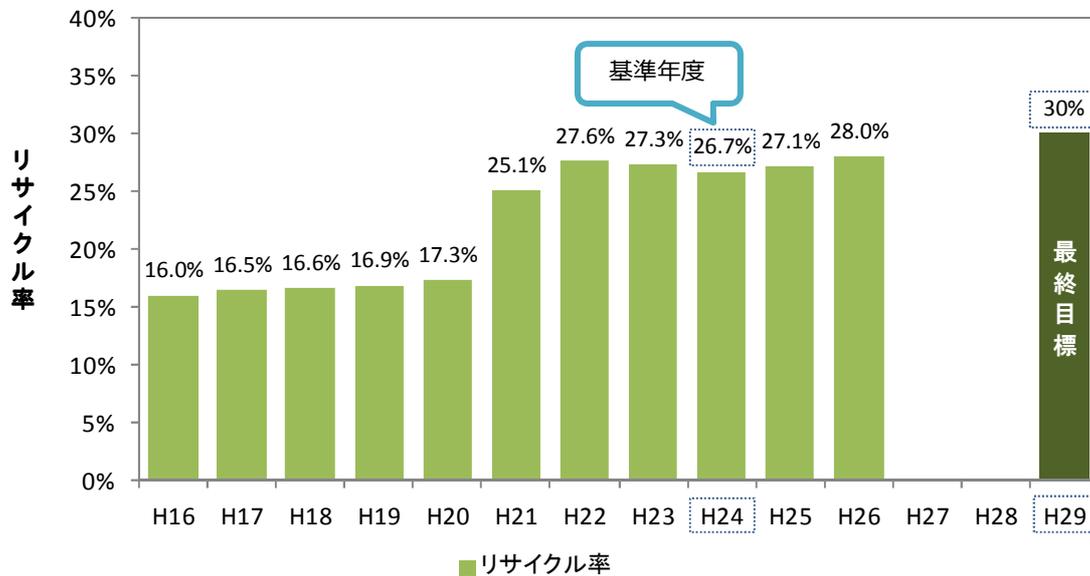
リサイクル率	平成 24 年度の 26.7%に対し、 平成 29 年度までに <b>30%以上</b>
--------	---

リサイクル量

$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル量}}{\text{札幌市が処理するごみ量} + \text{集団資源回収量} + \text{拠点回収量}}$$

注) リサイクル量とは、札幌市が処理するごみのうち、焼却・埋め立てされずに資源化される量 (集団資源回収量・拠点回収量を含む)

### 2) 実績



### 3) 達成状況

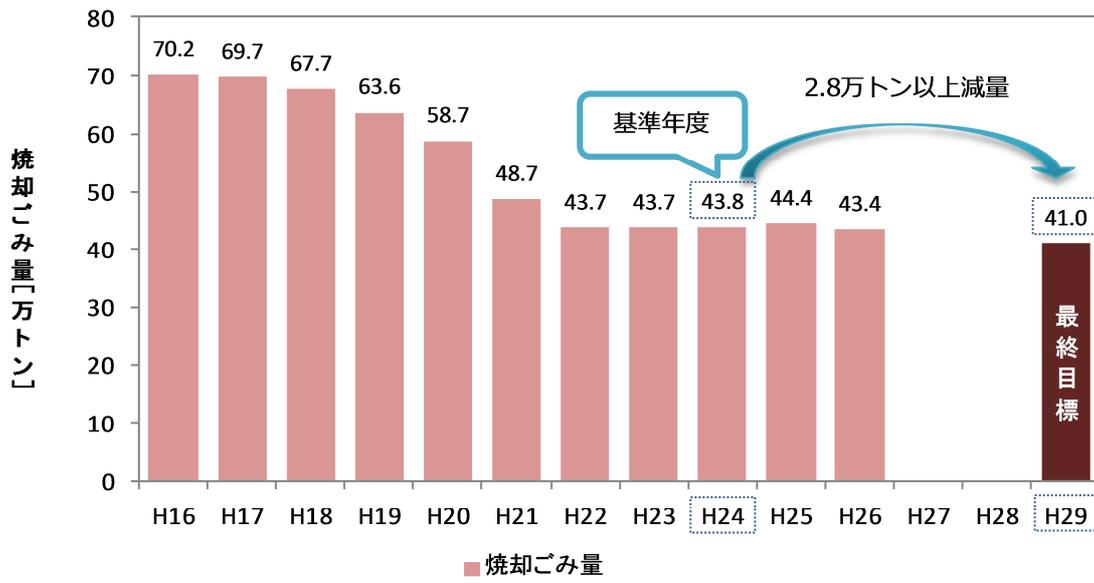
平成 26 年度のリサイクル量は 186,141 トンとなり、平成 26 年度のリサイクル率については、平成 25 年度の 27.1%に比べ、0.9 ポイント増の 28.0%になった。

## (5) 焼却ごみ量

### 1) 目標

焼却ごみ量	平成 24 年度実績に比べ、 平成 29 年度までに <b>2.8 万トン以上減量</b>
-------	--

### 2) 実績



### 3) 達成状況

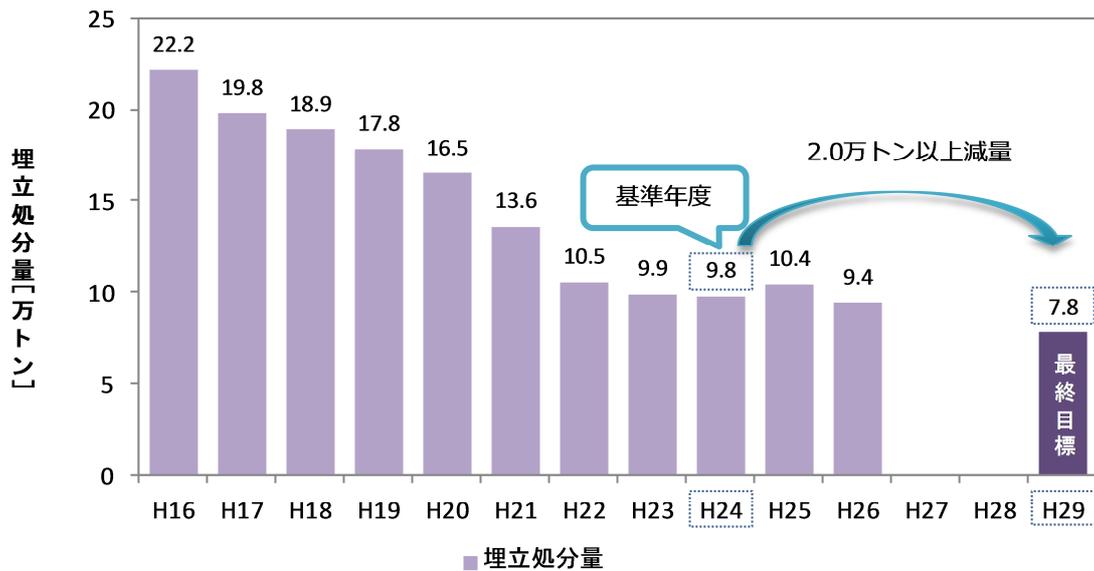
平成 26 年度の焼却ごみ量は 434,364 トンとなり、平成 24 年度の 438,269 トンに比べ 3,905t の減少となった。

## (6) 埋立処分量

### 1) 目標

埋立処分量	平成 24 年度実績に比べ、 平成 29 年度までに <b>2.0 万トン以上減量</b>
-------	--

### 2) 実績



### 3) 達成状況

平成 26 年度の埋立処分量は 94,184 トンとなり、平成 24 年度の 98,034 トンに比べ 3,850 トンの減少となった。

## 2-3 現計画策定後のごみ量の推移等

現計画策定後のごみ量の推移を見てみると、現計画の基準年である平成 24 年度に対して平成 26 年度は減少している。

区分		H24 年度 (基準年度)	H26 年度	対 H24 年度比
廃棄ごみ	燃やせるごみ	254,298 t	253,582 t	▲ 0.3%
	燃やせないごみ	20,594 t	19,412 t	▲ 5.7%
	大型ごみ (破碎・焼却)	10,738 t	11,034 t	2.8%
	地域清掃ごみ	5,224 t	3,355 t	▲ 35.8%
	管路ごみ	178 t	0 t	-
	小計	<b>291,033 t</b>	<b>287,384 t</b>	<b>▲ 1.3%</b>
	1人1日当たり	413g/人・日	405g/人・日	▲ 2.0%
資源物	びん・缶・ペットボトル	34,330 t	34,344 t	0.0%
	容器包装プラスチック	29,656 t	29,164 t	▲ 1.7%
	雑がみ	25,559 t	24,796 t	▲ 3.0%
	枝・葉・草	19,723 t	19,541 t	▲ 0.9%
	大型ごみ (リサイクル)	116 t	129 t	11.1%
	小計	<b>109,385 t</b>	<b>107,974 t</b>	<b>▲ 1.3%</b>
	1人1日当たり	155g/人・日	152g/人・日	▲ 2.0%
合計		<b>400,418 t</b>	<b>395,358 t</b>	<b>▲ 1.3%</b>
	1人1日当たり	569g/人・日	558g/人・日	▲ 1.9%

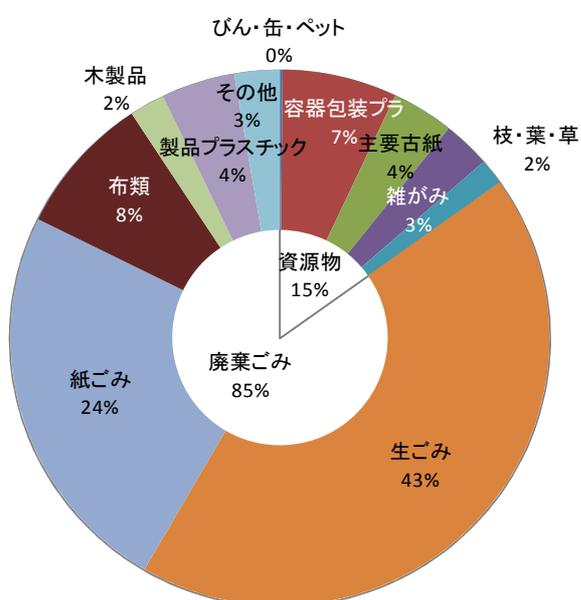
- ※1 1人1日当たりは、各年度 10 月 1 日現在の推計人口により算出している。推計人口とは、「国勢調査」の数値を基礎に、毎月の住民基本台帳による人口の増減を加えて算出した人口である。
- ※2 ごみ量の算出は、四捨五入を原則としたため、合計数値と内訳が一致しない場合がある。
- ※3 地域清掃ごみは、町内清掃などで発生するごみ
- ※4 管路ごみは、北区あいの里地区の一部で実施している空気輸送管で収集するごみであるが、平成 24 年 9 月に廃止されたため、平成 25 年度以降の実績はない。

## 【組成調査】

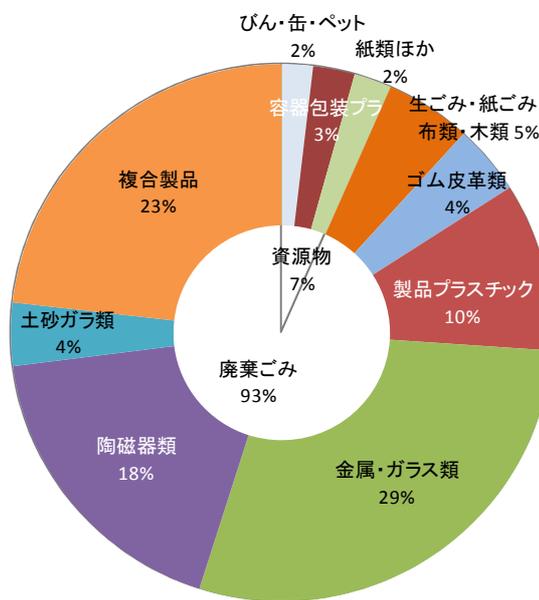
平成 26 年度における燃やせるごみと燃やせないごみの組成をみると、燃やせるごみの 43%が生ごみとなっており、容器包装プラスチックが 7%、主要古紙・雑がみを合わせた紙類が 7%となっている。

燃やせないごみについては、金属・ガラス類が 29%、小型家電や電動玩具などの複合製品が 23%、陶磁器類が 18%となっている。

《燃やせるごみ（26 年度）》

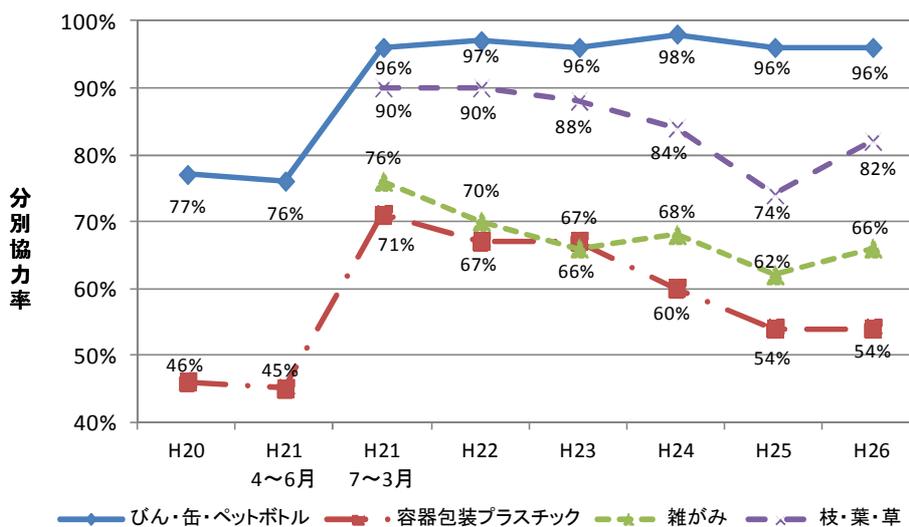


《燃やせないごみ（26 年度）》



## 【分別協力率】

分別協力率は、「びん・缶・ペットボトル」が96～98%で推移しているのに対し、「雑がみ」や「容器包装プラスチック」の協力率は60%前後となっており、今後改善の余地がある。



※分別協力率：ごみステーションに出されたある資源物の総量のうち、正しい収集日に正しく分別されだされた量

$$\text{分別協力率} = \frac{\text{(A) のうち、正しく分別され出された量}}{\text{ごみステーションに出されたある資源物の総量 (A)}} \times 100$$